

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第4節 軽自動車税の特例</u></p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>第2章 市町村民税</b></p> <p style="padding-left: 60px;">第2節 課税標準及び税率</p> <p style="padding-left: 80px;">第4 税率及び税額の計算</p> <p><b>28の2</b> 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑥～⑩）</p> <p>(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 60px;">第3節 種別割</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>第2章 市町村民税</b></p> <p style="padding-left: 60px;">第2節 課税標準及び税率</p> <p style="padding-left: 80px;">第4 税率及び税額の計算</p> <p><b>28の2</b> 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑥～⑩）</p> <p>(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 60px;">第3節 種別割</p>

## 第2 徴収等

### 29～32 略

#### 第4節 軽自動車税の特例

33 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成29年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、平成28年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車についても、排出ガス性能等を求めるため、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成28年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成28年度分ではなく平成29年度分の軽自動車税に適用されること。（法附則30③・④・⑤）

## 第2 徴収等

29 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成29年度分の種別割については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第463条の15第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。したがって、平成28年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車についても、排出ガス性能等を求めるため、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成28年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成28年度分ではなく平成29年度分の種別割に適用されること。（法附則30③・④・⑤）

### 30～33 略